

令和5年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和5年6月5日（月曜日）午前9時11分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 選挙管理委員及び同補充員の選挙
日程第5 報告第1号 令和4年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号 令和4年度幸田町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第7 第34号議案 幸田町農業委員会の委員の任命について
日程第8 第35号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第36号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第37号議案 工事の請負契約について（校舎増築・改修等工事）
第38号議案 工事の請負契約について（校舎増築等整備工事）
第39号議案 工事の請負契約について（図書館外壁及び防水工事）
第40号議案 工事の請負契約について（町民プール外壁及び防水工事）
第41号議案 財産の取得について（資機材搬送車）
第42号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材一式）
第43号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）
第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 藤本和美君 | 2番 吉本智明君 | 3番 野坂純子君 |
| 4番 松本忠明君 | 5番 長谷川進君 | 6番 岩本知帆君 |
| 7番 田境毅君 | 8番 石原昇君 | 9番 都築幸夫君 |
| 10番 黒木一君 | 11番 廣野房男君 | 12番 稲吉照夫君 |
| 13番 笹野康男君 | 14番 丸山千代子君 | 15番 鈴木久夫君 |
| 16番 藤江徹君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君 副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君 企画部長 成瀬千恵子君

総務部長 林 保克君 参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君 健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君 環境経済部長 鳥居靖久君
建設部長 内田 守君 上下水道部長 石川正樹君
消 防 長 小山哲夫君 教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
局 長 大須賀 龍二君

○議長(藤江 徹君) 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。
田植えもほぼ終わり、夏らしい季節になりました。

梅雨に入り、高温多湿のこの時期、熱中症など十分留意され、それぞれの健康を損なわないよう気をつけていただきたいと思います。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告議案3件、諮問案件1件、人事議案1件、単行議案9件、補正予算1件、合わせて15件の重要な議案が提出されております。

議会といたしまして、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力を願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社から、議場内のテレビカメラによる撮影の申出がありました。

これを許可することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、三河湾ネットワーク株式会社による、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆様、おはようございます。

皆様おはようございます。

アジサイの色が美しく映える季節となりました。

本日、ここに、令和5年第2回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて

敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案3件、人事議案2件、単行議案9件、補正予算1件、合わせて15件でございます。

後ほど、提案理由とその概要につきましては説明させていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意をもって対応をいたします。よろしく願いいたします。

ここで、御報告を申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に引き下がり、通常どおりの日常が戻りつつあります。11日には消防団の教練会、7月29日には、こうた彦左まつり、8月19日には、こうた夏まつりが開催されます。近年縮小傾向にありましたイベント等につきましても、感染防止に配慮し開催をしていきたいと考えております。

2点目は、去る5月31日に災害時相互応援協定を締結をしています、長野県箕輪町を訪問し、昨年度に協定締結10周年を記念し、箕輪町様から本町の小中学生に対しまして、リンゴを御寄贈いただきました。その返礼として、ソニー幸田サイトで製造されておりますアイボの2匹、幸太くとつばきちゃんと呼びますが、この2匹を3年間貸与することとなりました。箕輪町では、白鳥箕輪町長さんを初め、町の関係者の方々と受入式の会場となった町立木下保育園の園児の皆さんから熱い歓迎を受けまして、アイボを通じ両町の交流が将来にわたり一層深まっていくことを確信する機会となりました。

また、アイボに関する明るい話題といたしましては、6月9日にアイボが2歳の誕生日を迎えますので、これを記念して、カフェを利用してくれた方々に限定のポスターが配付されることとなりますので、足を運んでいただけたらと思っております。

3点目でございます。台風2号の影響についてであります。

台風2号の影響により梅雨前線の動きが活発化しまして、6月2日から3日にかけて本町に大雨をもたらしました。2日の午前11時30分に洪水警報が発表されたことに伴い災害対策本部を設置し、3日の午前4時25分に同警報が解除された後、午前6時0分に災害対策本部を廃止したものであります。

降り始めからの総雨量は、320ミリメートルであります。昨年線状降水帯が発生しました台風15号の時点のときは、182ミリでございます。今回の時間最大雨量は53.5ミリメートル、最大瞬間風速は22.9メートルを記録したものでございます。

断続的に降り続いた大雨によりまして、土砂災害と洪水の発生の危険性が高まり、警戒レベルは3、高齢者等避難の基準に達したため、高齢者等避難を発令しました。避難所は8カ所を開設し、10世帯20名の方が避難をされました。被害状況につきましては、まだ全貌は明らかになっておりませんが、人的被害についてはありませんでした。

今回の事案につきましては、現時点では120件の被害報告をいただいておりますが、現在まだ未確定の調査もありますので、まだまだ増えると思っております。昨年の台風

15号関連では130件以上の被害件数がありましたので、これを上回るか、相当の件数が出ると思っております。

今回は、JR相見駅に行って、上り線の列車が相見駅で停車をいたしまして、そこに帰宅困難者として200名近い方が滞留されたということで、相見駅に置いてあります備蓄倉庫から食料品とお水関係を配付したということであります。なお、乗客の方々はそれぞれバスだとか、自分で判断をされながら無事に帰途についたということは報告をいただいております。初めての帰宅困難者が出たということであります。

また今回、川の一部損壊がとても多くあります。広田川、拾石川、小浜川、そして光明寺、足後川、全て全域にわたりましてかなりののりだとか、そういった一部の損壊が多く見られております。

また、水没車両、救急要請をされた水没車両が少なくとも2件はあったということであります。なお、水没の箇所は、やはり回り道をしたときに水田地帯でというような案件がありますけれども、幸田町にあります3つの海峡であります。この海峡、仲田、錦田、鷺田でありますけれども、これについては事故はございませんでしたが、閉鎖し、また再開し、また閉鎖するというような事態にはなっているところでございます。

特に線状降水帯という、昨年から台風15号の関連で出ておりますけれども、私どもの課題としましては、線状降水帯の情報が気象庁から出た段階において、召集基準をまた一つ考え方を変えていかなくちやならないなという課題がございます。これについては、また災害対策本部会議の中で慎重に討議していきたいなと思っております。

主な特色といいますか、事案をちょっと紹介をさせていただいたものでございます。

以上、3点を報告させていただきました。定例会の開会に当たりまして私からの挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

令和5年度国・県等公共事業採択見込状況につきまして、令和5年5月8日現在における情報をお手元に本日配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ただいまから、令和5年第2回幸田町議会定例会を開会します。

開会 午前 9時11分

○議長（藤江 徹君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時11分

○議長（藤江 徹君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 野坂純子君及び4番 松本忠明君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本期定例会の会期は、本日6月5日から6月28日までの24日間としたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月5日から6月28日までの24日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査4件であります。

これはお手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり、陳情9件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第2号から陳情第8号までの7件を、所管となります総務教育委員会に付託し、陳情第9号及び第10号の2件を、所管となります福祉産業建設委員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（藤江 徹君） 日程第4、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時15分

○議長(藤江 徹君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

選挙管理委員には、山口正広君、牧野良司君、酒向弘康君、左右田進君。

以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました4名の方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、山口正広君、牧野良司君、酒向弘康君、左右田進君。

以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

ただいま、当選されました方々は、議場におられませんので、会議規則第33条第2項の規定による当選告知は、別途文書にて告知をいたします。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位 都築哲夫君、第2順位 田辺修君、第3順位 林幸博君、第4順位 志賀孝吉君。

以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました4名の方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、第1順位 都築哲夫君、第2順位 田辺修君、第3順位 林幸博君、第4順位 志賀孝吉君。

以上の方々が、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

ただいま、当選されました方々は、議場におられませんので、会議規則第33条第2項の規定による当選告知は、別途文書にて告知をいたします。



日程第5

○議長(藤江 徹君) 続いて、日程第5、報告第1号 令和4年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 令和4年度幸田町水道事業会計予算繰越計算書につ

いての3件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 令和4年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案関係資料は、1ページ及び2ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

この件につきましては、令和4年度におきまして、繰越明許費の議決をいただいております、その繰越額について繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。

繰越明許事業は、議案書2ページの計算書のとおり、戸籍情報システム改修事業を初め、5事業であります。

15款総務費につきましては、20項戸籍住民基本台帳費におきまして、戸籍情報システム改修事業の繰越額を議決額と同額の503万5,000円とし、その財源を国庫支出金及び一般財源として繰り越したものであります。

45款土木費につきましては、3事業ありまして、いずれも15項道路橋梁費であります。

初めに、相見駅自由通路点検事業の繰越額を議決額と同額の748万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

次に、町道高力菱池1号線道路舗装修繕事業の繰越額を議決額と同額の1,100万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

次に、町道大山2号線ほか、道路詳細設計事業の繰越額を議決額と同額の1,500万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

50款消防費につきましては、10項消防費におきまして、消防用自動車整備事業の繰越額を議決額と同額の1,972万3,000円とし、その財源を既収入特定財源となる町債及び一般財源として繰り越したものであります。

続きまして、議案書の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。議案関係資料は3ページでありますので、併せて御覧ください。

この件につきましても、令和4年度におきまして、繰越明許費の議決をいただいております、その繰越額について繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。

繰越明許事業は、議案書4ページの計算書のとおり、町道芦谷1号線事業物件移転等補償事業でありまして、議決額と同額の4,131万2,000円を繰り越し、その財源につきましては、土地開発基金借入金を既収入特定財源として繰り越したものであります。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

報告第3号 令和4年度幸田町水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

議案関係資料は4ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

この件につきましては、令和4年度内に支払義務の生じなかった事業について、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、その額を令和5年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告するものであります。

繰越事業は、議案書6ページの計算書のとおり、配水管布設替事業でありまして、171万2,700円を繰り越し、その財源につきましては、損益勘定留保資金を充当しております。

以上、報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（藤江 徹君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時23分

○議長（藤江 徹君） ただいまの報告に対して質疑を行います。

発言を許します。ございませんか。

ございませんので、以上で、報告第1号、報告第2号、報告第3号の質疑を終わります。

再開 午前 9時23分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

これをもって、報告第1号、報告第2号、報告第3号を終わります。



日程第6

○議長（藤江 徹君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書7ページをお開きください。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

議案関係資料は、5ページ及び6ページでありますので、併せて御覧ください。

今回、酒向弘康委員から法務大臣に対し、令和5年1月24日付で辞任の申出があり、令和5年9月30日をもって解嘱となる予定であることから、その後任者を推薦する必要がございます。

議案書8ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございますが、中根靖男氏64歳を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

任期は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間です。

中根氏につきましては、岡崎市の職員として長年にわたり御活躍をされ、令和4年度には区長を務めておられます。行政経験も豊富で、何事にも熱心で積極的に取り組まれており、人格も高潔で人柄もよく、地域からの信望も厚いことから、人権擁護委員とし

て推薦するものであります。

以上、人事案件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御答申を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡便なる答弁をお願いします。

それでは、諮問第1号の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、以上で、諮問第1号の質疑を終わります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま、議題となっております諮問第1号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、ただいま議題となっております諮問第1号について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論は終わります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決します。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案に異議なき旨、答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、諮問第1号は、原案に異議なき旨、答申することに決定しました。

日程第 7

○議長（藤江 徹君） 日程第 7、第 3 4 号議案 幸田町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書 9 ページをお開きください。

第 3 4 号議案 幸田町農業委員会の委員の任命についてであります。

議案関係資料は 7 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、農業委員会の委員の任期満了に伴い、任命する必要があるからであります。

農業委員会の委員につきましては、現委員の任期が令和 5 年 7 月 2 9 日をもって満了となることから、後任となる委員を任命すべく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定によりまして、1 4 名の新たな委員の任命について同意を求めるものであります。

任期は、令和 5 年 7 月 3 0 日から令和 8 年 7 月 2 9 日までの 3 年間であります。

議案書 1 0 ページをお開きください。

候補者につきましては、この場では氏名のみを申し上げさせていただきますが、稲吉克仁氏、伊藤美保子氏、鈴木作紀夫氏、内田仁氏、朝岡克己氏、鈴木正親氏、鈴木誠氏、鈴木吉男氏、藤江大輔氏、齋藤多重子氏、都築正美氏、平岩英二氏、鈴木巨裕氏、稲吉一春氏、以上の 1 4 名であります。

いずれの候補者も農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、また農業委員に関し、深い識見を有しており、農業委員会の委員として適任であると考えております。

なお、委員の任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律において、2 つの要件が定められております。

1 つ目は、認定農業者が委員の過半数を占めていなければならないこと、そして 2 つ目は、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を含まなければならないことですが、いずれの要件も満たしていることを確認しております。

以上、人事議案につきまして提案の理由を説明させていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第 5 5 条及び第 5 6 条の規定により 1 5 分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡便なる答弁をお願いします。

それでは、第34号議案の質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、以上で、第34号議案の質疑を終わります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま、議題となっております第34号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、ただいま議題となっております議案について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決します。

採決の方法は、起立により行います。

第34号 幸田町農業委員会の委員の任命についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第34号は、原案どおり同意することに決定しました。

日程第8

○議長(藤江 徹君) 日程第8、第35号議案から第44号議案までの10件を、一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案第35号から第43号までの9件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書13ページをお開きください。

第35号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、8ページから12ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準の一部を改正する省令の施行及び喫煙等に関する標識の取扱いの見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、対象火気設備等である急速充電設備について、全出力の上限の撤廃、急速充電設備として規制の対象となるのが、コネクタ型であることの明記、分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストを含むこととする等、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を見直すものであります。

喫煙等に関する標識の取扱いの見直しといたしましては、喫煙等に関する標識の設置義務の例外として、健康増進法に基づく喫煙専用室標識を設置する場合には、本条例に基づく喫煙所と表示した標識の設置を要しないとします。

また、喫煙等に関する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとします。

施行期日につきましては、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の見直しにつきましては、令和5年10月1日、喫煙等に関する標識の取扱いの見直しにつきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第36号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、13ページ及び14ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、個人番号カードのほか、移動端末設備用利用者証明用電子証明書、言い換えますと、個人番号カードの電子証明書機能を搭載したスマートフォン等を利用して、コンビニエンスストア等の多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするものであります。

施行期日につきましては、現在、デジタル庁から、スマートフォンによるコンビニ交付サービスの利用開始時期が年内対応予定とされていることを受けまして、システムの準備が整い次第、速やかにサービスの提供を開始するため、規則で定める日としております。

続きまして、議案書19ページをお開きください。

第37号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、15ページから18ページまででありますので、併せて御覧ください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、校舎増築・改修等工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書20ページを御覧ください。

工事名は、校舎増築・改修等工事で、工事場所は、幸田町大字野場字鶏島地内、工事の概要は、増築校舎鉄骨造平屋建、建築面積249平方メートル、延床面積233平方メートルでございます。渡り屋根、鉄骨造、建築面積12平方メートルであります。

契約金額は1億2,749万円、契約の方法は、10社による指名競争入札を4月26日に実施し、契約の相手方は、刈谷市築地町5-17-5、佐々木建設株式会社、代表取締役 佐々木大輝であります。

続きまして、議案書21ページをお開きください。

第38号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、19ページから22ページまででありますので、併せて御覧ください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、校舎増築等整備工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書22ページを御覧ください。

工事名は、校舎増築等整備工事で、工事場所は、幸田町大字深溝字道祖神地内、工事の概要は、増築校舎鉄筋コンクリート造3階建、建築面積342平方メートル、延床面積895平方メートル、渡り廊下、鉄骨造3階建、建築面積39平方メートル、延床面積117平方メートル、造成外構工であります。

契約金額は5億1,700万円、契約の方法は、15社による指名競争入札を4月26日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字岩堀83-2、竹内建設株式会社、代表取締役 竹内俊行であります。

続きまして、議案書23ページをお開きください。

第39号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、23ページから26ページまででありますので、併せて御覧ください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、図書館外壁及び防水工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書24ページを御覧ください。

工事名は、図書館外壁及び防水工事で、工事場所は、幸田町大字大草字丸山地内、工事の概要は、防水改修工一式として、平場・立上り塗膜防水295.2平方メートル、トップライト等シーリング2,341.3平方メートル、外壁改修工一式として、外壁タイル剥落防止601平方メートル、壁面等塗装2,050.4平方メートルであります。

契約金額は6,335万5,600円、契約の方法は、10社による指名競争入札を4月26日に実施し、契約の相手方は、豊田市金谷町4-50、株式会社マルコオ・ポーロ化工、代表取締役 黒田洪二であります。

続きまして、議案書25ページをお開きください。

第40号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、27ページから30ページまででありますので、併せて御覧ください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、町民プール外壁及び防水工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書26ページを御覧ください。

工事名は、町民プール外壁及び防水工事で、工事場所は、幸田町大字大草字丸山内、工事の概要は、防水改修工一式として、平場・立上り・笠木塗膜防水1,155平方メートル、笠木等シーリング2,024.8平方メートル、外壁改修工一式として、外壁タイル剥落防止173平方メートル、壁面等塗装1,075.6平方メートルであります。

契約金額は5,830万円、契約の方法は、10社による指名競争入札を4月26日に実施し、契約の相手方は、豊田市金谷町4-50、株式会社マルコオ・ポーロ化工、代表取締役 黒田洪二であります。

続きまして、議案書の27ページをお開きください。

第41号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、31ページから37ページまででありますので、併せて御覧ください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、資機材搬送車の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書28ページを御覧ください。

物品の概要は、資機材搬送車一式であります。納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1で、契約金額は1,085万8,100円、契約の方法は、8社による指名競争入札を4月25日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字六栗字左右作19番地7、愛知自動車株式会社、代表取締役 鈴木敏丈であります。

続きまして、議案書29ページをお開きください。

第42号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、38ページから43ページまででありますので、併せて御覧ください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、高度救命処置用資機材一式の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書30ページを御覧ください。

物品の概要は、災害対応特殊救急自動車(救急幸田1)更新に伴う資機材一式であります。納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1で、契約金額は1,240万8,000円、契約の方法は、8社による指名競争入札を4月25日に実施し、契約の相手方

は、岡崎市井田南町8番地11号、株式会社名古屋医理科商会 三河営業所、代表取締役 服部昌樹であります。

続きまして、議案書31ページをお開きください。

第43号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、44ページから52ページまででありますので、併せて御覧ください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、災害対応特殊救急自動車の取得に伴う必要があるからであります。

議案書32ページを御覧ください。

物品の概要は、災害対応特殊救急自動車一式であります。納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1で、契約金額は2,266万円、契約の方法は、8社による指名競争入札を4月25日に実施し、契約の相手方は、岡崎市上和田町字北天白8-1、愛知トヨタ自動車株式会社 六名店、店長 山口昭生であります。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第44号議案1件であります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

議案関係資料は、53ページ及び54ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,768万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ202億1,535万9,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は10ページを御覧ください。

55款国庫支出金、15項国庫補助金につきましては、5目総務費国庫補助金におきまして、マイナンバーカード交付事務費補助金を新規計上するものであります。これは、本年2月末までにマイナンバーカードを申請された方を対象としまして、最大2万円分のマイナポイントを付与するマイナポイント第2弾事業に関するものであります。このポイントの申込期限が、令和5年3月31日付をもって本年9月末までに延長されたことを受けまして、本町でも引き続いて取り組むマイナポイント申込支援事業に対するものとして、国庫補助金の交付を受けるものでございます。

次に、15目衛生費国庫補助金におきまして、出産・子育て応援交付金を追加するものであります。これは市町村を実施主体としまして、妊娠時から出産・子育てまでの伴走型相談支援と、10万円の経済的支援に一体的に取り組む出産・子育て応援事業のうちの給付金部分の実施に関し、国・県・市町村の負担割合を、国3分の2、県6分の1、町6分の1とした国庫補助金の交付を受けるものであります。この事業につきましては、

昨年第4回定例会及び本年第1回定例会で令和4年度の補正予算をお認めいただき、本年2月1日から事業を開始したものでありますが、事業開始前の出産者及び母子健康手帳を交付した妊婦も対象となることから、これらを遡及適用者とし、令和4年度におきまして、主にこの遡及適用者への給付を中心として取り組んできたところであります。事業の進捗につきましては概ね良好であると自己評価をしておりますが、昨年度は限られた事業期間での取組となりましたことから、給付を終えていない遡及適用者を残す状況が生じておきまして、このたびの補正予算におきまして、改めてその部分の実施に係る予算を計上するものであります。

次に、20項国庫委託金につきましては、消防団の力向上モデル事業委託金を新規計上するものであります。消防団の力向上モデル事業につきましては、総務省消防庁において令和4年度から開始されました国の新規事業でありまして、社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進を目的として行う取組が、全国の地方公共団体から提案募集された後に、全額国費によるモデル事業が採択されるものであります。このたび、このモデル事業の募集に対して、消防団員の知識技術向上とその継承を図るポンプ車操法の解説DVD教材の作成の取組を提案しましたところ、消防庁において採択されたので、これを実施するための予算として、新規計上するものであります。

60款県支出金におきましては、先ほどの55款国庫支出金、15項国庫補助金における出産・子育て応援交付金と同様に、事業の実施に係る県補助分としまして、出産子育て応援事業費交付金を追加するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を追加しまして、一般会計の収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、12ページを御覧いただきたいと思っております。

初めに、15款総務費、デジタル推進事業におきまして、先ほど歳入において説明させていただきましたが、マイナポイント第2弾事業に係るマイナポイントの申込期限が、本年9月末までに延長されたことを受けまして、本町におきましても、申込みを終えていない方が期限までに安心してマイナポイントを申し込んでいただけますように、引き続きその申込みの支援をしていくために要する経費を新規計上するものであります。事業の概要としましては、チラシやリーフレットの作成及び役場庁舎1階ロビーへの特設コーナーの継続設置でありまして、各経費の具体的内容としましては、チラシ・リーフレットの印刷製本費、人材支援に係る委託料であります。なお、本年4月からこれまでに至る間において対応を必要とした部分につきましては、議決予算により対応しましたこと、また、その部分につきましても、国庫支出金を財源とすることに伴いまして、その相当額となる一般財源につきましては、財源を構成することにより調整するものであることを補足いたします。

25款衛生費、母子保健事業におきましては、こちらも歳入において説明させていただきましたが、本年2月に開始しました出産・子育て応援事業につきまして、昨年度に給付を行うことができなかった遡及適用者分に係るものとして、出産・子育て応援給付金を追加するものであります。

50款消防費、常備消防一般事業におきましては、このたび、国のモデル事業としまして、本町が提案しました消防団員の知識技術向上とその継承を図る、ポンプ車操作法の解説DVD教材の作成の取組が採択されましたので、これを実施するための予算として、消防団の力向上モデル事業委託料を新規計上するものであります。

以上、第44号議案の提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

質疑をされる議員は、本日の午後5時までに、議案質疑通告書を事務局まで提出願います。

次回は、6月8日、木曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点御連絡申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日10時5分から第1委員会室にて開催いたします。委員は御出席をお願いいたします。

連絡事項は、以上であります。

本日は、これで散会します。

散会 午前 9時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和5年6月5日

議 長

議 員

議 員